

○財務省告示第百九十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十三年五月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年六月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百十 四回）
二 発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法	価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格 とするものによる発行（以下「非 競争入札発行」という。）、価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市

五

方募

イ
入札発競争

ハ
札発競争

六

イ
発

入札発競争

入札発競争
・別参加者
債市及び特
行及び国
争入札発競争

争入札発競争」という。市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争ものごとに発行（以下「国債参加者」という。財務大臣が各国債市場特別参加者による発行（以下「国債参加者」という。）」と

各申込みのうち応募額を順次割り当てる。各申込みの応募額を案分により各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

う億円、特別会計に関する法律第

七 払込金額									
ハ					ロ				
非	者	特	国	札	非	入	価	払	込
格	第	参	市	発	入	札	格	金	額
競	I	加	場	行	争	札	競	額	額
円	千	円	七	四	一	で	た	条	特
九	十	百	十	十	兆	二	利	第	別
百	三	億	三	七	九	千	付	一	会
二	億	九	億	万	千	億	国	項	計
十	九	千	九	円	九	円	債	の	に
二	千	九	百	四	十	に	規	定	す
億	百	四	十	二	億	つ	い	に	る
千	八	十	億	三	千	て	基	づ	第
百	二	十	五	万	三	、	額	き	四
二十	五	万	五	千	三	面	金	行	十
五	万	千	百			額	額	し	六

二									
ハ					ロ				
非	者	特	国	札	非	入	価	払	込
格	第	参	市	発	入	札	格	金	額
競	I	加	場	行	争	札	競	額	額
円	千	円	七	四	一	で	た	条	特
九	十	百	十	十	兆	二	利	第	別
百	三	億	三	七	九	千	付	一	会
二	億	九	億	万	千	億	国	項	計
十	九	千	九	円	九	円	債	の	に
二	千	九	百	四	十	に	規	定	す
億	百	四	十	二	億	つ	い	に	る
千	八	十	億	三	千	て	基	づ	第
百	二	十	五	万	三	、	額	き	四
二十	五	万	五	千	三	面	金	行	十
五	万	千	百			額	額	し	六

八									
ハ					ロ				
非	者	特	国	札	非	入	価	払	込
格	第	参	市	発	入	札	格	金	額
競	I	加	場	行	争	札	競	額	額
円	千	円	七	四	一	で	た	条	特
九	十	百	十	十	兆	二	利	第	別
百	三	億	三	七	九	千	付	一	会
二	億	九	億	万	千	億	国	項	計
十	九	千	九	円	九	円	債	の	に
二	千	九	百	四	十	に	規	定	す
億	百	四	十	二	億	つ	い	に	る
千	八	十	億	三	千	て	基	づ	第
百	二	十	五	万	三	、	額	き	四
二十	五	万	五	千	三	面	金	行	十
五	万	千	百			額	額	し	六

八									
ハ					ロ				
非	者	特	国	札	非	入	価	払	込
格	第	参	市	発	入	札	格	金	額
競	I	加	場	行	争	札	競	額	額
円	千	円	七	四	一	で	た	条	特
九	十	百	十	十	兆	二	利	第	別
百	三	億	三	七	九	千	付	一	会
二	億	九	億	万	千	億	国	項	計
十	九	千	九	円	九	円	債	の	に
二	千	九	百	四	十	に	規	定	す
億	百	四	十	二	億	つ	い	に	る
千	八	十	億	三	千	て	基	づ	第
百	二	十	五	万	三	、	額	き	四
二十	五	万	五	千	三	面	金	行	十
五	万	千	百			額	額	し	六

十三
の経過
払過
込利
み子

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.1 \times 58}{100 \times 365}$$

十四
初期利
子

(二) 発行時にあって、その利息に係る所得税が源泉徴収され、口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式による百分の二十を乗じた金額から当該金額にたいして、当該国債を発行した日又は外国に居住する者が非居住者である場合、又は前記(一)の算式による算出た金額に適用を受ける場所の外国人が適用を受ける所は、外国税人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。平成年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.1 \times 1}{100 \times 2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の第二期利子

平成二十三年五月十七日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成三十三年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期におい を支払う。 及び九月二十日 毎年三月二十日 及び九月二十日